

【件名】 予防接種に関する今後の取組みについて

【要旨】

1 新型コロナウイルスワクチンの予防接種について

(1) 概要

新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種（全額公費）は令和 6 年 3 月末で終了した。令和 6 年 4 月以降は、高齢者インフルエンザ予防接種と同様に予防接種法の B 類疾病の定期接種（自己負担あり）として実施する。

ア 定期接種対象者

(ア) 65 歳以上の方

(イ) 60 歳から 64 歳で心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能のいずれかに障害があつて身体障害者手帳 1 級相当の方

イ 接種回数・時期

年 1 回、接種時期は秋冬

(2) 接種費用の概要

ア 厚生労働省から自治体に対する説明

【令和 5 年 12 月】

定期接種の標準的な接種費用を 7,000 円と示す。

【令和 6 年 3 月】

定期接種用に供給するワクチンの希望小売価格を考慮し、接種費用を 7,000 円から 15,300 円に見直した。ただし、超過部分である「8,300 円」について区市町村に対して助成金を支給することにより、7,000 円で接種が行えるようにする方針を示す。

イ 23 区における接種費用及び自己負担額の決定

23 区の新型コロナウイルスワクチン予防接種単価及び自己負担額は、高齢者インフルエンザ予防接種等と同様に、東京都、特別区、東京都医師会連絡協議会（三者協）及び特別区長会において決定する見込みである。

現時点では、高齢者インフルエンザ予防接種等にならない、接種単価を 7,000 円、自己負担額を半額の 3,500 円と見込んでいる。

(3) 被接種者の自己負担に対する区の対応

B 型疾病の定期接種及び任意接種の実施に際しては、被接種者の意思によるものとされていることから、被接種者の負担割合を下記のとおり整理する。

ア 定期接種対象者

高齢者インフルエンザ予防接種等と同様に、特別区長会において決定する見込みである自己負担額を被接種者から徴収し、残りの接種費用を区が支弁する。

イ 定期接種対象外の方（任意接種）

実施医療機関で設定された接種費用の全額を被接種者から徴収し実施するものとする。

<参考>接種者の自己負担額図表

	0円	7,000円	15,300円
65歳～ (定期接種)	自己負担 (3,500円)	区負担 (3,500円)	国補助 (8,300円)
0～64歳 (任意接種)	自己負担 (15,300円)		

(4) 今後の予定

令和6年 9月下旬 予診票発送

令和6年10月 新型コロナウイルスワクチン定期予防接種開始予定

2 小児インフルエンザ予防接種について

(1) 概要

小児に対するインフルエンザの任意予防接種は現在、生後6か月から中学3年生を対象として、1,000円/回の助成を行っている。

令和6年度の東京都補助事業制度を活用して助成費用を増額することで、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、学校生活における感染拡大を防止する。

(2) 対象者

生後6か月～中学3年生

(3) 助成額

2,000円/回（うち、生後6か月～12歳への助成額（1,000円/回）は東京都の補助金を活用）

(4) 助成対象とする接種

各年度の10月1日から翌年1月31日までに完了したもの

(5) 助成方法

ア 医療機関窓口での支払い

医療機関が定めた接種単価から(3)の助成額を差し引いた金額を医療機関窓口で

支払う。

イ 償還払い

対象者が区内実施医療機関以外で接種した場合、その接種記録、領収書等を添えて申請を行うことで、(3)で定めた金額を上限として費用助成を行う。

3 高齢者肺炎球菌予防接種について

(1)概要

高齢者肺炎球菌予防接種は、平成26年度に定期接種に位置づけられ、65歳の方を対象に実施しつつ、経過措置として10年間、それ以上の世代（70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳）の未接種の方に対しても接種機会を提供してきた。

当該経過措置期間中に接種することができなかつた方への救済を行う東京都補助事業制度を活用して、予防接種費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、肺炎球菌の発症又は重症化を防止する。

(2)対象者

66歳以上、かつ、過去に接種歴のない方

(3)助成額

5,000円（うち、2,500円は東京都の補助金を活用）

(4)助成対象とする予防接種

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに完了したもの【令和6年度のみ】

(5)助成方法

ア 医療機関窓口での支払い

医療機関が定めた接種単価から(3)の助成額を差し引いた金額を医療機関窓口で支払う。

イ 償還払い

対象者が区内実施医療機関以外で接種した、または令和6年4月1日以降で既に接種していた場合、その接種記録、領収書等を添えて申請を行うことで、(3)で定めた金額を上限として費用助成を行う。